

添付書類

〈共通〉

- 案内図（不燃構造化建築物の建築場所がわかる地図）
- 配置図（外構の形状がわかるもの）※5
- 建築確認申請書（写し）
- 建築確認済証（写し）
- 不燃構造化建築物に係る契約書と明細、または見積もり（写し）※6

〈共通に加えて、下記の A～D のいずれか〉

- A 延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書（写し）
- B 住宅等耐震改修工事等対象確認通知書（写し）と①②
- C 不燃化促進助成の除却助成対象確認通知書と①②
- D 品川区除却制度を利用して対象建築物を除却する予定で未申請の場合①～③
 - ① 建物登記全部事項証明書（写し）
 - ② 固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細
 - ③ 対象老朽建築物の写真（一週間以内の日付入り）
 - ④ 法人の履歴事項全部証明書（申請者が個人以外の場合のみ必要）

〈対象老朽建築物と不燃構造化建築物の建築場所が異なる場合〉

- 案内図（対象老朽建築物の場所がわかる地図）

〈不燃構造化建築物の建築主が複数の場合〉

- 共有者の委任状

〈敷地・建物の計画状況が②・③の場合〉

- 敷地利用計画図
（老朽建築物敷地と新築建築物敷地および新築建築物の位置が明確にわかる図面）

留意事項

- ※1 建築場所が不燃化促進助成の対象地域の場合は、建築設計・工事監理費用のみ対象となります。申請者が個人以外の場合は、建築設計・工事監理費用のみ対象となります。
- ※2 老朽建築物の除却助成の対象面積をご記入ください。
- ※3 建築確認申請書類に記載した延べ面積をご記入ください。
- ※4 助成対象床面積は、対象老朽建築物と同じ場所に建築する場合は、建築する不燃構造化建築物の地上1階から3階までの各階の床面積の合計です。ただし、異なる敷地に建築する場合は、対象老朽建築物の延べ面積が上限となります。
- ※5 不燃構造化建築物の建築に伴って道路に面して垣または柵を設ける場合は、生け垣または透視可能なフェンス（地盤面から0.6m以下のもの、あるいは門柱を除く）としてください。（助成条件）
- ※6 助成対象額（不燃構造化工事費用、建築設計・工事監理費用）の内訳がわかるものをご準備ください。

- ・ 印鑑は申請書類全てに、最後まで同じものをご使用ください。
- ・ 浸透印（シヤチハタ等）は使用しないでください。